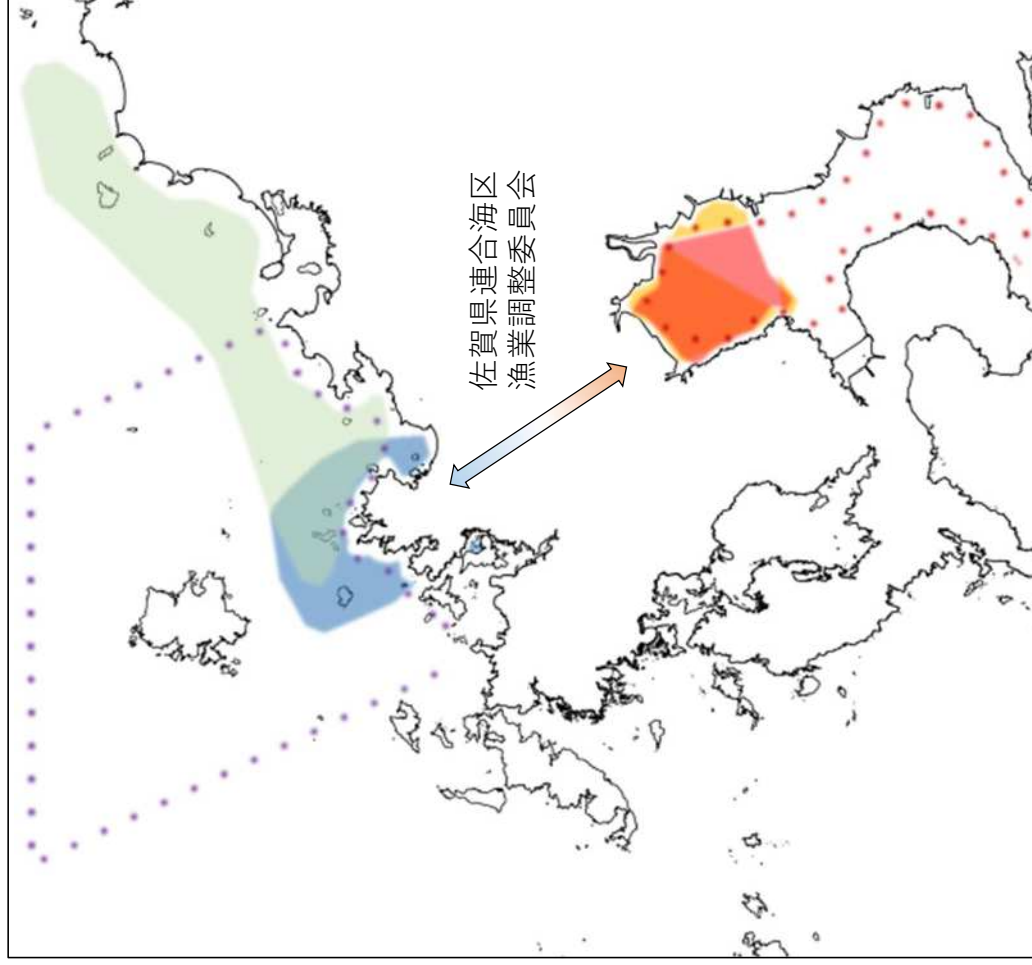


別冊（参考資料）

・ 議題 1 ～ 4 p 1 ～ 2

・ 議題 6 p 3 ～ 11



日本海・九州西広域漁業調整委員会

- 松浦海区漁業調整委員会
- 筑肥連合海区漁業調整委員会
- 玄海三県漁業調整協議会
- 佐賀県有明海区漁業調整委員会
- 福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会
- 有明海四県漁業調整協議会

海区委員会が調整を行う海域の概観図

第23期佐賀県有明海区漁業調整委員会関連の委員構成

区 分	氏 名	期数	会長	会長職務 代理者	佐賀県 連合海区	福岡佐賀 有明海 連合海区	有明四県 漁業調整 協議会	備 考
漁業者	西久保 敏	3						全域
	弟子丸 充弘	1						諸富町支所
	中島 浩徳	1						南川副支所
	香月 博司	1						佐賀市支所
	筒井 正継	1						福富町支所
	中島 龍	2						鹿島市支所
学識経験	大鋸 幸弘	1						大浦支所
	竹下 泰彦	3						環境
	川村 嘉応	1						資源管理
中 立	山口 夕妃子	1						商学
定数			1	1	7	6	2	

第22期佐賀県有明海区漁業調整委員会関連の委員構成（参考）

区 分	氏 名	期数	会長	会長職務 代理者	佐賀県 連合海区	福岡佐賀 有明海 連合海区	有明四県 漁業調整 協議会	備 考
漁業者		2	○		○	○	○	全域
		1				○		大詔間支所
		2				○		久保田支所
		1			○			芦刈支所
		1			○			白石支所
		1			○			鹿島市支所
学識経験		2		○				大浦支所
		1			○	○	○	環境
		2			○			資源管理
中 立		2			○			法律
定数			1	1	7	6	2	

第21期佐賀県有明海区漁業調整委員会関連の委員構成（参考）

区 分	氏 名	期数	会長	会長職務 代理者	佐賀県 連合海区	福岡佐賀 有明海 連合海区	有明四県 漁業調整 協議会	備 考
漁業者		1				○		南川副支所
		1			○			広江支所
		1				○		東与賀支所
		1			○			新有明支所
		3			○	○		鹿島市支所
		1				○		大浦支所
学識経験		1	○		○	○	○	漁業経営
		2			○	○	○	資源管理
		1			○			法律
公 益		1		○	○			
定数			1	1	7	6	2	

第20期佐賀県有明海区漁業調整委員会関連の委員構成（参考）

区 分	氏 名	期数	会長	会長職務 代理者	佐賀県 連合海区	福岡佐賀 有明海 連合海区	有明四県 漁業調整 協議会	備 考
漁業者		1			○	○		早津江支所
		1			○	○		南川副支所
		1			○			佐賀市支所
		1			○			福富町支所
		2				○		鹿島市支所
		1				○		大浦支所
学識経験		1	○		○	○	○	漁業経営
		3			○			環境
		1				○	○	資源管理
公 益		2		○	○			
定数			1	1	7	6	2	

【参考】R6年度春季_ウミタケ生息状況

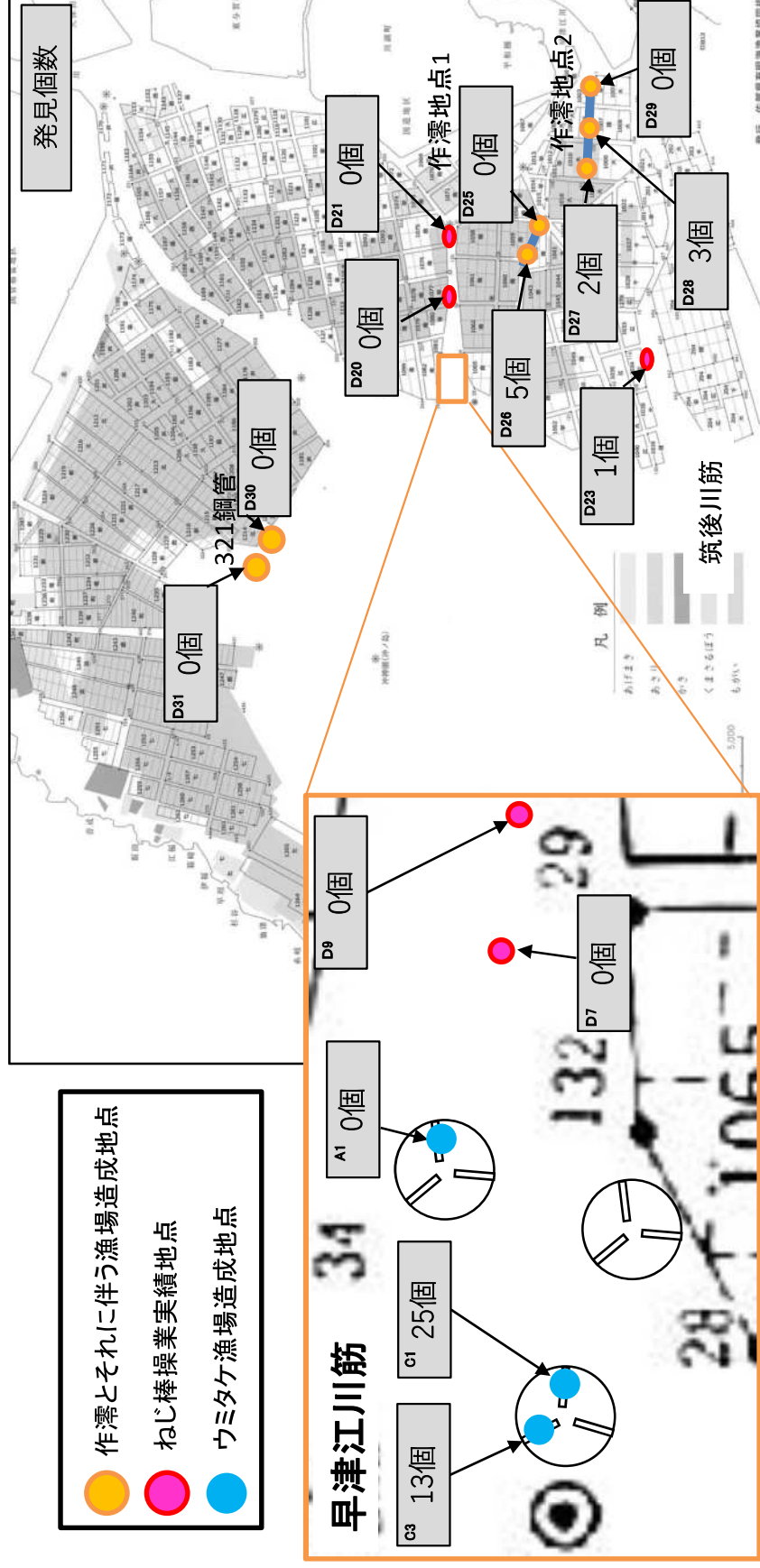
令和6年3月8日
佐賀県有明水産振興センター

日時：令和6年3月4、7日

方法：5分間潜水（探索範囲は概ね1分で5㎡で推定）での発見個数を計測

結果：

- ・生息は、15地点中6地点で確認し、特に早津江川筋の漁場造成地で最も多く確認された（最大密度は推定1個/㎡）。
- ・発見個体はいずれも新子のみで殻長20～50mmと推測される。
- ・調査地点の海底の状況（底質や起伏等）は昨年の調査時と特に変わらないが、特に西部の漁場で浮泥の堆積が確認された。



【参考】R5年度春季_ウミタケ生息状況

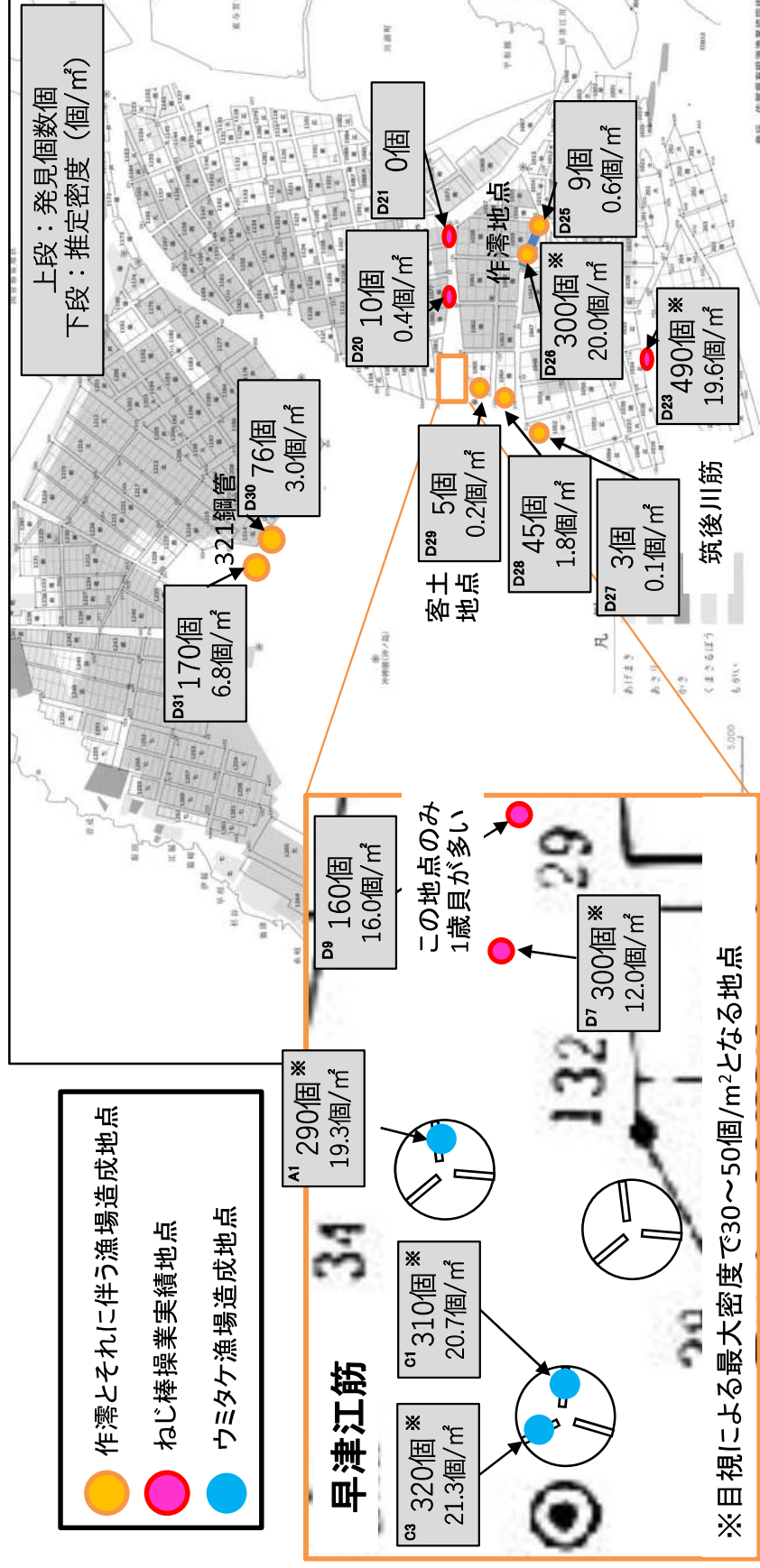
令和5年3月20日
佐賀県有明水産振興センター

日時：令和5年3月12,14,15日

方法：2-5分間潜水(探索範囲は概ね1分で5㎡で推定)での発見個数を計測

結果：

- ・ウミタケの生息は、15点中14点で確認され、早津江筋、筑後川筋、佐賀市作濡地点を中心に多かった。
- ・発見個体はいずれも新子が多く(殻長20-50mm)、1歳貝は少ない。
- ・生息確認地点では密度に濃淡があり、最大21.3個/㎡であった。
- ・白石町沖(321鋼管付近)では、生息が少なかった。



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 2 号

佐賀県有明海区における第 1 種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 1 7 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 第 1 種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲 5 0 メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。
ただし、第 1 種及び第 3 種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第 1 種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた 1 8 0 メートル、9 0 メートル（1 0 0 間、5 0 間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第 1 種及び第 3 種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第 1 種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に出入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 4 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 5 年 8 月 1 7 日

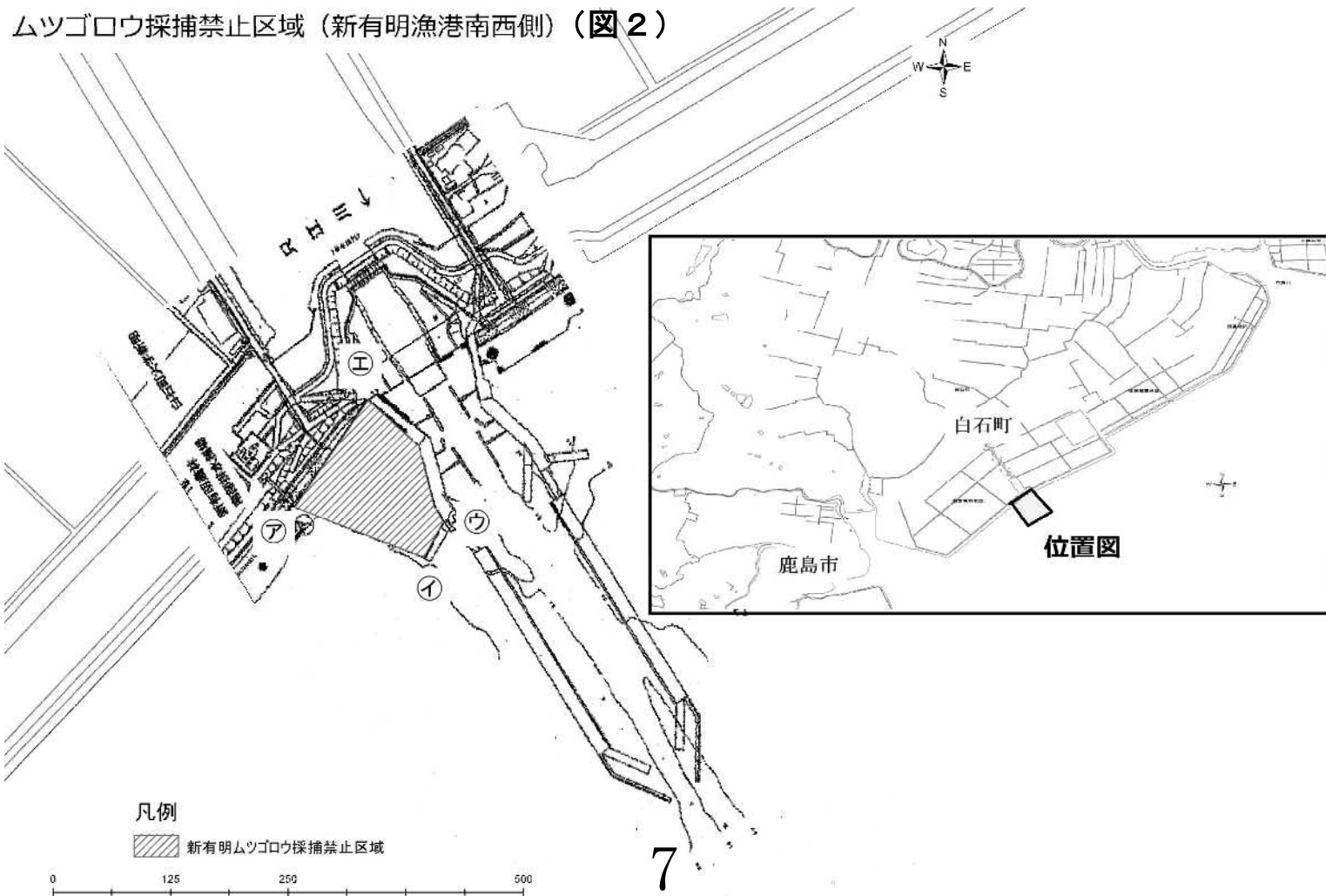
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 全長 1 0 センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5 月 1 日から 5 月 3 1 日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。
六角川のうち、次の直線 A 及び B によって囲まれた区域（別図 1）
直線 A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と
小城市芦刈町道免 1 3 7 1 番地 4 1 地先住ノ江港第 4 号灯標を
通る直線
直線 B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側栈橋の西側縁
辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別
図 2）
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農
林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水
路の先端南西端
点イ 只江川河口右岸側栈橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚栈橋）
の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端
点ウ 点イの斜路の栈橋への取付基部北西端
点エ 只江川河口右岸側栈橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域(新有明漁港南西側)(図2)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 66 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 6 年 5 月 29 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 67 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和 6 年 5 月 29 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 8 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 2 0 条第 1 項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 7 年 3 月 1 0 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

2 指示の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

タイラギ採捕禁止区域
(佐賀県有明海干潟域)

